

議案第70号

飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関し必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止し、並びに自然環境、生活環境及び景観の保全に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に掲げる太陽光を再生可能エネルギー源とする設備をいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備を利用して発電を行う事業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。）で、発電出力の合計が10キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる者が、近接した場所に太陽光発電設備を設置する場合であって、当該太陽光発電設備の合算した発電出力が10キロワット以上となるときを含む。）をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 土地所有者等 事業区域内に存する土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (6) 周辺関係者 次に掲げるものをいう。
 - ア 事業区域の境界から50メートル以内の区域に存する土地又は建築物の所有者、占有者又は管理者

イ 事業区域に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の
2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体

ウ その他太陽光発電事業の実施に伴い、生活環境等に一定の影響を受け
ると認められる者

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用
が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、第1条の目的を達成するため、この条例に定める手続の実施
に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の発生を防止すると
ともに、自然環境、生活環境及び景観の保全に十分配慮するものとし、周辺
関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第6条 土地所有者等は、第1条の目的を達成するため、事業区域を適正に管
理するとともに、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

（禁止区域）

第7条 市長は、土砂災害を防止するため、特に必要と認められる区域を太陽
光発電事業の禁止区域として、規則で定めるところにより、指定するものと
する。

2 事業者は、前項の規定により指定した禁止区域を事業区域に含めてはなら
ない。ただし、事業区域及びその周辺区域の状況等から安全上及び避難上支
障がないと認められるときは、この限りでない。

（抑制区域）

第8条 市長は、災害の防止並びに自然環境、生活環境及び景観の保全のため、
特に配慮が必要と認められる区域を太陽光発電事業の抑制区域として、規則
で定めるところにより、指定するものとする。

2 市長は、事業者に対し、前項の規定により指定した抑制区域を事業区域に

含めないよう求めることができる。

(自然環境等への配慮)

第9条 自然環境又は景観に著しい影響を与えるおそれがあると認められる太陽光発電事業を計画し、及び実施しようとする事業者は、その計画の立案及び実施による自然環境又は景観への影響を緩和するために必要な措置を講じなければならない。

(事前確認)

第10条 事業者は、次条第1項の規定による協議をしようとするときは、太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）が前3条の規定に適合するものであることについて、あらかじめ市長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による確認を受けようとするときは、規則で定めるところにより、確認書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による確認においては、事業者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(事前協議)

第11条 事業者は、第13条第1項の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

- 2 前項の規定による協議を行うときは、規則で定めるところにより、協議書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による協議においては、事業者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(説明会の開催等)

第12条 事業者は、規則で定めるところにより、周辺関係者に対し、事業計画について説明会を開催しなければならない。

- 2 事業者は、事業計画の内容について周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならない。
- 3 周辺関係者は、説明会を開催した事業者に対し、事業計画について意見を申し出ることができるとともに、災害の防止並びに自然環境、生活環境及び景観の保全に関する事項について、事業者に協定の締結を求めることができる。

4 事業者は、前項の協定の締結の求めに誠実に対応しなければならない。
(事業計画の届出)

第13条 事業者は、太陽光発電事業に係る工事（以下「工事」という。）に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 工事の着手及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地、面積及び事業完了時における土地の形状
- (4) 太陽光発電設備を設置する位置、構造及び発電出力
- (5) 周辺関係者への説明会等の実施状況
- (6) その他市長が必要と認めた事項

2 前項の規定による届出をした事業者は、同項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 第10条から第12条までの規定は、前項の規定による届出について準用する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
(協定の締結等)

第14条 事業者は、太陽光発電事業の実施に必要な手続を終了したときは、当該事業に関する協定を市長と締結しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による協定を締結した後でなければ、当該協定に係る工事に着手してはならない。
(工事着手の届出)

第15条 事業者は、前条第1項の規定による協定に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
(標識の設置)

第16条 事業者は、工事に着手したときは、規則で定めるところにより、事業区域の見やすい場所に標識を設置しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(工事完了等の届出)

第17条 事業者は、工事が完了したとき又は工事を中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出等)

第18条 事業者は、太陽光発電事業の廃止（以下「事業廃止」という。）をしようとするときは、事業廃止をしようとする日の30日前までに、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、事業廃止をするときは、太陽光発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置（以下「解体等」という。）を速やかに講じなければならない。

3 事業者は、事業廃止に備え、太陽光発電設備の解体等に要する費用を計画的に積み立てなければならない。

(地位の承継)

第19条 事業者から事業譲渡、相続、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継があった日から15日以内に、市長に届け出なければならない。

(維持管理)

第20条 事業者は、太陽光発電設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に保つように維持管理しなければならない。

2 事業者は、災害等により太陽光発電設備が破損し、第三者に被害を与えるおそれがあるときは、直ちにその状況の確認を行い、必要な措置を講じ、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(報告の徴収)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電事業に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたも

のと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第23条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

- (1) 第12条第1項の規定による説明会を開催しなかったとき。
- (2) 第13条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第14条第1項の規定による協定の締結をせず、工事に着手したとき。
- (4) 第15条、第17条、第18条第1項又は第19条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) 第18条第2項の規定による措置を講じなかつたとき。
- (6) 第20条第1項の規定による維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。
- (7) 第21条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第22条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (8) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由がなく従わなかつたとき。

3 事業者は、前2項に規定する指導、助言又は勧告を受けたときは、当該指導、助言又は勧告により講じた措置の内容について、速やかに市長に報告しなければならない。

(公表)

第24条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないとときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該勧告を受けた事業者に対し、あらかじめその理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

(国及び県への報告)

第25条 市長は、事業者が第23条第2項の規定による勧告に正当な理由がなく従わないときは、当該事実を国及び県に報告することができる。

(事業者が所在不明等になった場合における特例)

第26条 事業者が所在不明になった場合又はその組織を解散した場合において土地所有者等が当該事業者と異なる者であるときは、当該土地所有者等を事業者とみなして、第18条及び第20条から前条までの規定を適用する。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第7条から第15条まで及び第17条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に工事に着手した事業者には、適用しない。

(準備行為)

3 第13条第1項の規定による届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第10条から第13条までの規定の例により行うことができる。

令和4年11月25日提出

飯能市長 新井重治